



法令解説

工作物築造統制規則に就て

内務事務官 木村行藏

第一序 説

オーストリアの軍事評論家ボソニーはその著「今日の戦

争」に於て近代戦争の技術的性質を説き、それを基礎として近代戦争が如何に多種多様な而も莫大なる數量の物資を必要とするかを論じその一々に就てその需要數量を計算し、これに基づいて戦争の準備と戦時の動員とを如何に計畫遂行すべきかを論じて居るが、私は曾て此の書を読んで熟々近代戦争の物資消耗量の膨大さに驚かされたのである。その一例を擧げて見ると、彼の計算に依れば、

線に近い距離)に於て彼我激烈なる攻防戦を展開した場合その所要消耗資材は、

- 保疊築造—鋼材八百萬噸乃至九百萬噸、セメント八百萬噸
- 機關銃—十六萬挺乃至二十萬挺
- 大 砲—一萬二千五十門(防禦側)二萬二千五百門(攻撃側)
- 戰車防禦砲—八千門(防禦側)、一萬六千門(攻撃側)
- 高射砲—二萬五千門(防禦側)、十二萬門(攻撃側)
- 裝甲自動車—二萬五千臺(防禦側)、十五萬臺(攻撃側)
- 戰車其他—二萬五千臺(防禦側)、十五萬臺(攻撃側)
- 飛行機—八千臺(防禦側)、一萬六千臺(攻撃側)

と言ふ驚くべき巨大な數字に上るのである。大東亞戦争下史上空前の廣大なる戦線に於て連日連夜激闘を續け大戦果

を擧げつゝある我が國に於てもその大戦果の蔭には我々の想像を絶する莫大なる戦争資材が日々消耗されつゝあることは論を俟たない。従つて此の消耗資材を圓滑に補充する爲めの軍需生産の飛躍的擴充が戦力増強の中軸であるのだが資源や輸送力が必ずしも充分でない我が國に於てはどうしても限りある主要資材たる鐵鋼やセメントや木材等を極度に重點的に戦力増強に直接結び付く重要事業又は施設の用に集中割當を行ひ他は強く消費規正することは必然である。最近の物動計畫殊に十八年度の物動計畫はその傾向を強めるものと思はれる。併し乍ら現實に於ては單に物動計畫だけでは充分物資需給の統制強化の効果を百パーセント擧げることも困難な事情に在るので物資を多量に消費する所の所謂工作物築造行為そのものを極度に規正して行く必要が生じ、茲に本年四月一日付を以て商工省令工作物築造統制規則が制定せられたのである。此の規則は從來の鐵鋼工作物築造許可規則及木造建物建築統制規則に代つて今後あらゆる工作物の築造行為に對する根本規程となるのである。

るからその重要性は頗る大であり、特に鐵鋼、セメント等を多量に要する土木諸施設の築造工事に取つては頗る重大な關係を持つものである。然も本規則の規定の内容や立法様式が極めて難解である爲か仲々關係方面にもしくは呑み込まれてゐないやうである。私は立案過程に於て多少關係も致したので少しく解説を試みようかと思ふのである。

第二總論

一、新規則と舊規則との主なる相違點

(1) 根據

舊規則たる鐵鋼工作物築造許可規則及び木造建物建築統制規則は共に輸出入品等臨時措置法に基づくものであるが新規則は物資統制令（國家總動員法第八條に基づく勅令）第十五條、第十八條、第二十條、第二十一條等の諸規定に根據を有するのである。

(2) 範圍

舊規則は鐵鋼工作物及び木造（一部の非鐵工作物を含む）の建物のみを統制したるも、新規則は苟も鐵鋼、

鐵鋼製品、セメント、木材を使用する場合は建物は勿論道路、橋梁、隧道、護岸等の一切の土木工作物をも含むすべての工作物の築造を統制する。

(3) 許可制の強化

舊規則に於ては鐵鋼工作物は地方長官の許可に依るを原則とし緊要事業の工作物は單に地方長官に届出ればよかつたが、新規則では原則としてその築造は全面的禁止となり且つ例外的に特別の許可を申請し得る場合を鐵、輕金屬、船舶、兵器、鐵道、通信、道路、橋梁、河川、港灣、電力、水利等緊要事業又は施設の用に供する場合或は防空上、保安上眞に己むを得ざる場合等特に定められたる場合に限定し右の場合にのみ商工大臣の許可を受け得るのである。

又木造工作物及び其の他の非鐵工作物に就ても従來は建物のみを統制し而も緊要事業に供する建物などは地方長官に届出れば建築が出来、その他の事業の用のものも原則として三十坪以上のものだけに就て地方長官

の許可を要することとなつて居たが、新規則では許可を受くべき對象が後述する如く擴大せられ、且つ一部の所謂不急事業の築造(後述)は許可申請をも爲し得ないこととなつて居るのである。

(4) 規格の制定

舊規則では工作物の規格に就ては何等觸れる所がなかつたが新規則では工作物の築造規格に就ても新に統制を加へその資材使用節約を強化せんとしてゐる。即ち鐵鋼工作物(軌條、形鋼、棒鋼、鋼板、鋼管、鑄鐵管)を使用して築造するもの)に就ては技術院制定の臨時日本標準規格として官報で内閣告示の形式に於て發表されて居るものに建築物に關するもの(臨時日本標準規格第三四五號)土木工作物に關するもの(同じく第三五五號)があり、非鐵鋼工作物に就ても居住建物に關するもの(同じく第三四六號)があつて夫々その規格に該當する場合でなければ築造の許可は與へられないのである。

二、新規則の適用範圍

(1) 「工作物の範圍」

(イ) 建物（住宅、寄宿舎、工場建物、工事務務所、倉

庫、アパート、一般の事務所、校舎、畜舎等）

(ロ) 建物に非らざる建築物（門塀、エレベーター塔、

記念塔、一般の鐵塔、煙突、タンク等）

(ハ) 建築物に非らざる工作物（道路、橋梁、隧道、軌

道、索道、配管設備、護岸、開門、桶門、岸壁、

溝池、排水池、貯水池、線路、卓頭、堰堤、堤

防、防波堤、管路、側溝、暗梁、電柱、鑿井、

窯爐等）

等或種の資材を用ひて工作を施し外形上何等かの變更ありたるものはすべて新規則に所謂工作物に該當しその適用は頗る廣範圍である。例へば機械そのものや「ベンチ」の如きものは工作物とは言へないが機械を据え付ける所謂機械の基礎工事は工作物築造になるのである。従つて起重機の如きものはその基礎工事なく

しては設置し得ないものであるから新規則に所謂工作物に該當するのである。

(2) 築造行為の範圍

新規則に所謂工作物の築造とは新築、増築、改築、移轉、修繕、變更の行為を指し苟も外形上何等かの變更を與へる行為はすべてこれに該當しその適用範圍は頗る大である。（規則第一條參照）

官廳の營造物其の他國家の施行する工作物の築造は本規則の適用外なる事は舊規則と同じ。

(3) 使用資材の範圍

新規則は前記工作物の築造全般を統制するのであるが、鐵鋼、鐵鋼製品（釘、亜鉛鐵板等）、セメント、木材を全然使用せずして工作物を築造する場合は許可を要せず（商工省告示第二八五號五の（六）參照）、従つて畔道や一部の土堰堤の如く土や煉瓦だけで築造する場合は事實上本規則の適用を受けない。

(4) 時間上の適用範圍

新規則施行の際既に舊規則たる鐵鋼工作物築造許可規則又は木造建物建築統制規則に依つて許可を受け（又は届出を爲し）て工事に着手し工事繼續中の工作物は舊規則の適用を受けるのであつて新規則の適用からは除外せられてゐる（但し新規則第二十二條乃至第二十四條の規定のみは適用あり即ち工事の繼續廢罷に關する規定、損失補償の規定、届書關係の規定のみは當然工事中の工作物築造に及ぶのである）——規則第十八條乃至第二十一條參照。

従つて工事に着手して居ないものは假令それが舊規則に依る許可を申請中であり又は既にその許可を受けて居つても當然新規則の適用を受け改めて新規則に依る許可を受け直さなければならぬのである。而して規則第二十四條の條文の文字（現に築造工事中の……）にも明かな如く「着手」とは或種の工作を施して外形上何等かの變更を與へる行爲（即ち築造行爲、所謂工事の實着手）を指し單なる工事費の支拂（例へば用地買

收等）だけでは着手にはならないのである。

第三 各 論

新規則の規定する各條文の内容は極めて廣汎且つ複雑でありその一々に就き説明を加へる紙面の餘裕もなささうであるから特に重要な條文を若干拾ひ上げて説明を加へて見ようと思ふ。

○條文（鐵鋼工作物に關する規定）

「第二條 工作物ハ商工大臣ノ指定シタル鐵鋼ヲ材料トシテ使用シテ之ヲ築造スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニアラズ
一、商工大臣築造ヲ統制スルノ要ナシトテ指定シタル場合

二、商工大臣が緊要工作物トシテ指定シタルモノノ築造ニ付商工大臣（商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケタル場合」

○説明

軌條、形鋼、棒鋼、鋼板（厚一耗未滿ノモノヲ除ク）

鋼管、鑄鐵管を使用する築造（商工省告示二八五號の一）例へば鐵筋コンクリート構造、鐵骨構造、鐵骨鐵筋コンクリート構造、鐵構造、鋼構造等の工作物の築造は原則として禁止されるが但し

(1) 次の如き場合は商工大臣の許可を受ければ築造が出来る。（商工省告示二八五號の二三）

(イ) 特定の危險物の製造、貯藏、處理の用に供する建築物、保安上重要な建築物、或は防空上緊要なる工作物（例へば上水道のポンプ室、重交通路線の防空上緊要なる橋梁等）にして規格上鐵鋼構造と爲すことを要するもの（臨時日本標準規格三四五號、第四條第一號、第五號、第六號又は三五五號、第四條第三號参照）

(ロ) 製鐵、アルミ、兵器、造船、鐵道、通信、道路、橋梁、河川、運河、砂防、港灣、水利、電力等緊要事業又は施設の用に供する工作物にして臨時日本標準規格の規定上鐵鋼構造と爲すことを要する

もの（同規格三四五號、第四條第二號、第三號、第四號又は同規格三五五號、第四條第一號、第二號参照）

以上の如き場合は商工大臣の許可を受くることを要するのであるが、鐵鋼使用量（前記六品目の鐵鋼の合計）一噸以下のものとか又は地方公共團體（道府縣、市町村、市町村組合）が築造する工作物例へば道府縣、市町村工事たる道路、河川、港灣、砂防、上下水道等の各種土木工事とかはすべて地方長官の許可でいふことになつてゐる。

(ハ) 前記（イ）、（ロ）以外の工作物であつても其の築造が其の屬する事業又は施設の維持保安上眞に已むを得ないものも商工大臣の許可があれば築造が出来るのである。

(2) 次の如き場合は全然無許可で鐵鋼工作物の築造が出来る。

(イ) 工専用の假設工作物（例へば道路工専用の軌條

の布設、河川工専用の假事務所の設置等)

(ロ) 鑛山の坑道、坑内の工作物

(ハ) 舊工作物に使用せられたる古材料だけで當該工作物を築造する場合(例へば既設橋梁、港灣諸施設等に一旦使用せられたるその古鐵鋼だけでその橋梁、港灣諸施設の改築、移轉等を行ふ場合等)

○條文(非鐵鋼工作物に關する規定)

「第三條 前條ニ規定スル場合ノ外工作物ヲ築造セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ商工大臣築造ヲ統制スルノ要ナシトシテ指定シタル場合ハ此ノ限ニアラズ

前項ノ許可ノ申請ハ商工大臣不念ノ築造トシテ指定シタル場合ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ズ」

○説明

(1) 非鐵鋼工作物例へば木造、石造、煉瓦造、コンクリート造等で釘、亜鉛鐵板、セメント、木材、煉瓦等を以て工作物を築造する場合には原則として地方

長官の許可を要するのである。即ち非鐵鋼工作物は原則として地方長官の許可さへあれば築造出来るのであるが、併しこれには制限があつて臨時資金調整法の事業資金調整標準の丙に該當する所謂不念の事業の用に供する工作物(これには映畫館とか旅館とかの平和施設のみならず道路、橋梁の經營、上下水道の經營、埋立干拓業等までが入つてゐることに注意を要する)の新築、増築、改築等は許可の申請すら出来ないことになつてゐる(商工省告示二八五號の六參照)尤もこれらの事業の用に供するものと雖も商工大臣の指定する地域(例へば急激に膨脹したる軍工廠或は軍需工場地帯に當然隨伴する旅館、映畫館の新設の爲必要ある時その都度商工大臣が具體的に地域を指定す)で築造する場合、行政官廳の指示(證明書程度のもの)による場合、企業整備の必要上築造する場合は申請出来るのである。従つて地方公共團體又は民間會社等の經營する上下水道、港

灣の工事等はすべて國庫の補助又は各種法令に基づき工事施行の認可等があるから當然行政官廳の指示ありたるものに該當する、従つてこれらの施設の用に供する工作物は許可の申請を爲すことが出来るのである。

(2) 而して次の如き場合は非鐵鋼工作物は地方長官の許可をも全然必要とせず之を自由に築造出来る(商工省告示二八五號の五)

(イ) 工事用の假設工作物(例へば河川工事用の假事務所等)

(ロ) 神社の用に供する工作物

(ハ) 鑛山の坑道又は坑内工作物

(ニ) 官廳の命令に依り又は國の補助金を受けて行ふ

防火改修工事

(ホ) 一戸當の床面積五十平方米を超えざる普通住宅等

(ヘ) 釘、亜鉛鐵板、セメント、木材等を全然使用し

ないもの(例へば峠道一部の土堰堤等土や煉瓦だけで築造するもの)

(ト) 釘、亜鉛鐵板、セメント、木材等の使用量僅少なるもの(その數量の限度は商工省告示二八五號の五の(六)に明示あり)

○條文(築造の許可申請書に關する規定)

「第五條 築造許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

一、工作物ノ位置

二、敷地ノ面積

三、工作物ノ用途

四、築造ヲ必要トスル事由

五、工作物ノ規模及構造

六、設計及工事計畫ノ概要(配置圖、平面圖及資材ノ使用場所ヲ明示シタル圖面ヲ添附スベシ)

七、資材ノ使途別品種別所要數量

八、工事費

九、工事着手及完了ノ豫定期

十、工事請負人アルトキハ其ノ氏名名稱及住所

前項ノ許可申請書ノ提出アリタル場合ニ於テ商工大臣

又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グ

ル事項以外ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ提出セシムルコ

トヲ得

第一項第六號及第七號ノ資材ハ商工大臣之ヲ指定ス

○説明

昭和十八年三月三十日付各
縣知事宛内務次官通牒
昭和十八年三月二十五日付各
縣知事宛商工省企業局長通牒 参照

(1) 工作物の築造を爲さんとする場合すべて本條所定

の記載事項を具備したる申請書を商工大臣又は地方

長官に提出することを要するのである(商工大臣へ

提出する場合はすべて地方長官經由、規則第十四條

参照)記載事項中第六號及第七號の資材に就ては商

工省告示二八五號の七に明かな如く鐵鋼、鐵鋼製品

セメント、木材、セメント瓦、原型スレート、粘土

瓦、板ガラス、アスファルト等十五品目に及んでゐるのである。

(2) 地方公共團體の築造する工作物は鐵道、軌道用を

除くの外すべてその公共性、重要性に鑑み地方長官

許可に一任せられ頗る簡素化せられたことは前述せ

る通りである(商工省告示二八五號の四の(一))而し

て本規則に所謂「地方公共團體の築造する工作物」

とは地方公共團體(道府縣、市町村、市町村組合等)

が地方費を以て築造する場合を指すものである(此

の點商工内務兩省諒濟濟み)。

従つて沖繩縣振興事業(河川、道路工事)、鹿児島縣

大島郡振興事業(道路)、知事の施行する特殊國道改

良事業、北海道拓殖費支辨土木事業等の如きは本規

則の適用外である(一般の國直轄の事業、官廳の施

設と同様の取扱を受く)が、道府縣や市町村が地方

費を以て施行する河川工事、道路工事等は假令國の

行政廳の立場に於て行ふ場合でも本規則の適用を受

け地方長官の許可を要するのである。其の他一般の公共團體の土木工事がすべて本規則の適用を受けることは論を俟ない。

尙受託工事に付ては委託者が地方公共團體たる場合は當然、地方公共團體の工作物として取扱はれる。

(3) 二箇以上の工作物であつても性質上一工事計畫として一体的に取扱ふべきものは之を本規則の適用上一件として取扱つて許可の申請を爲すべきである。

例へば同一の路線の道路改良工事に於て路面舗装、橋梁改築等數個の工作物築造計畫であつてもそれが同一の企畫として一聯の工事たるべき場合は一件として許可を申請すべきである。但し商工省告示二八五號の五の(六)の數量の算定(六)に規定する數量を超えざるものは無許可で築造出来る)の場合に於ては個々の工作物(一個の獨立的型態を備ふることを要す)に就て夫々計算して處理すべきである。即ち前記路面舗装等の工事に於ても橋梁改築工事に於ても夫々

前記告示の(六)の數量を超えざるものは全然フリーパス(無許可で良い)と云ふ事になるのである。

(4) 本規則の規定に基づく許可申請は昭和十六年勅令九六七號許可認可等行政事務處理簡捷令の適用を受くものであるから申請書を受け取りたる日より三十日以内に文書に依る照會、通知又は指令を發せざるときは當然許可ありたるものと看做される(同令第二條)

(5) 築造工事が單年度計畫でなく數ヶ年繼續の事業なる場合に在りては性質上數ヶ年繼續の一體の工事なのであるから當初に於て全體工事の許可を受ければ良いのである。(勿論所要資材の入手の點に於て數年後の事は見透し困難なるも之は已むを得まい。)

(6) 商工省企業局長通牒(知事宛昭十八、三、二十五日)第二の四の(三)に依れば本條第一項第七號の資材にして其の配給の割當を受くべき官廳又は統制團體あるものに付ては當該官廳又は統制團體の割當見

込書を、其の他の資材に付ては入手見込調書を許可申請書に添附せしめることになつてゐるが、此の點に就き商工省内務省間に於て打合せの結果公共團體の工事に關しては左記に依り處理することになつてゐる。(各地方長官宛内務次官通牒)

即ちA商工省企業局長通牒第二の四の(三)に依り添附を要する資材の割當見込書は地方長官に於て交付すること

B今後新に施工を計畫したる工事(數ヶ年の繼續の事業のときは其の全工事)にして鐵(素材、製品、機械を含む)二〇厘以上又はセメント二〇〇厘以上を使用せんとするものに對しては地方長官が資材の割當見込書を交付せんとするときは豫め内務省に稟伺すること
右稟伺の場合には築造を必要とする事由並に事業の内容を詳記したる書面(圖面添附)を正副二通提出すること

C前號以外の工事に就ては内務省より資材割當に付指定せる工事は指定數量により、指定以外のものは内務省より割當ありたる總數量内に於て重點的に考慮の上割當見込書を交付すること

○條文(許可の取消に關する規定)

「第八條 築造許可ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ第五條第一項ノ許可申請書ニ記載シタル工事著手及完了ノ豫定期迄ニ工事ニ著手セズ又ハ工事ヲ完了セザルトキハ商工大臣又ハ地方長官ハ當該築造許可ヲ取消スコトヲ得」

○説明——省略

○條文(經由廳等に關する規定)

「第十四條 本則の規定ニ依り商工大臣ニ提出スベキ書類ハ地方長官ヲ經由スベシ」
「第十五條 本則ニ於テ地方長官トハ東京府ニ在リテハ警視總監トス」

○條文(鐵鋼工作物にして工事中のものに關する規定)

「第二十二條 第二條ノ規定ノ適用ヲ受クベキ工作物(商工大臣が緊要工作物トシテ指定シタルモノヲ除ク)ニシテ本則施行ノ際現ニ築造工事中ノモノニ付テハ當該築造工事ハ昭和十八年六月一日ヨリ同年十一月三十日ニ至ル期間(商工大臣築造主ニ對シ別段ノ期間ヲ指示シタルトキハ其ノ指示シタル期間)ハ之ヲ繼續スルコトヲ得ズ但シ商工大臣築造主ニ對シ當該築造工事ヲ繼續スルコトヲ得ル旨ノ指示ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ築造主ニ對シ第二條ノ規定ノ適用ヲ受クベキ工作物ニシテ本則施行ノ際現ニ築造工事中ノモノニ付當該築造工事ヲ廢罷スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル命令ハ特別ノ場合ヲ除クノ外昭和十八年十一月三十日ヲ限り之ヲ爲スモノトス」

「第二十四條 築造主ハ第二條ノ規定ノ適用ヲ受クベ

キ工作物ニシテ本則施行ノ際現ニ築造工事中ノモノニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ本則施行後十四日以内ニ商工大臣ニ提出スベシ

一、第五條第一項各號ニ掲グル事項(略)

二、工事進抄ノ程度

○説明

此の兩條文は第二條の鐵鋼工作物に就ての經過的措施に關する重要條文であるが、此等の明文に示してゐる通り規則施行の際現に工事中の鐵鋼工作物に就ては四月十四日までには商工大臣に所定事項を届出でねばならず且つ此等の工作物は五月三十一日までには引續き工事を續け得るが、六月一日以降にあつては商工大臣が緊要工作物として指定したるもの(商工省告示二八五號の九參照、道路、河川、港灣等の土木諸施設はこれの中に指定されてゐない)又は商工大臣が特に繼續し得る旨の指示を爲したるもの以外は一切築造を中止され、その工事の進抄程度、資材回收の見込等を調査し

地方長官の意見具申に依り商工大臣の權限に於て繼續か廢止か規模縮少かの措置が講ぜられるのである。尙此の點に關し事の重大性に鑑み商工省内務省間に於て慎重協議の結果、第二十四條の規定に依り商工省に對し提出を要する届書に就ては其の寫を内務省にも提出し内務省に於て綜合的且つ國家的見地に立ちて検討を加へ全國の工事殊に現に工事中の重要土木事業の遂行に支障を來さしめざるやう商工省に對し速に措置方を折衝することになつてゐるのである。

尙工事を廢めさせたものは産業設備營團が買上げるものであらうし又これに使用されてゐる鐵鋼は恐らく日本金屬回收統制會社等に屑鐵として讓渡され他の有效用途に轉用せられるものも出て來るであらう。廢止命令を出した場合は勿論物資統制令第十八條第一項の損失の補償を爲すのである。(第二十三條)

○條文(非鐵鋼工作物にして工事中のものに關する規定)

「第二十一條 第三條ノ規定ノ適用ヲ受クベキ工作物

ニシテ本則施行ノ際現ニ築造工事中ノモノ(第十八條及第十九條ニ掲グルモノヲ除ク)ニ付テハ本則ノ規定ハ之ヲ適用セズ」

「第十九條 本則施行ノ際既ニ築造工事ヲ完了シ又ハ現ニ築造工事中ノ工作物ニシテ其ノ築造ニ付從前ノ木造建物建築統制規則第一條第一項若ハ第二條第一項ノ許可ヲ受ケ又ハ同則第一條第二項若ハ第二條第二項ノ届出ヲ爲シタルモノニ付テハ本則ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ木造建物建築統制規則ノ規定ヲ適用ス」(尙第十八條參照)

○説明

此等の規定は非鐵鋼工作物にして本則施行の際現に工事中のものに關する經過的規定であるが、これらの規定の内容を要約すれば、非鐵鋼工作物であつて而も從來の舊規則の適用も受けなかつたもの(第二十一條に掲ぐもの)はその儘自由、その工事を續行する事が出來るし、又從來の舊規則に基づいて許可を受け又は

届出を爲したる非鐵鋼工作物（第十八條の一部及十九條に掲ぐるもの）もその儘自由はその工事を續行して、いゝが唯從來の規則の「用途變更」、「許可申請の際の記載事項の變更」に關する規定の適用を受けるのである。

以上新規則に關する極く簡単な概貌だけを説明したのであるが、結局此の規則の持つ重要性と複雑性とに鑑み特に道府縣廳に於ては關係部課が密接なる連絡を保ち規則の圓滑なる運営が期し得られるやう努めることが何よりも肝要

改正土地工作物管理使用收用令の解説 (一)

岸 本 喜 代 治

支那事變より大東亞戰爭に發展し、今時の戰爭は單なる武力と武力との鬭争にあらずして、國民齊しく總動員體制の下に戰時體制より決戰體制、更に必勝體制へと進み敵米

な事であらう。而して本規則に基づく築造許可が現下の時局下眞に戦力増強上緊急措置難き重要工事（例へば軍事上、防空上、生産擴充上、國民生活安定確保上緊要なるもの）に集中し資材も人も技術もすべてその線に沿ふて高度の重點主義に依り活用される事が最も望ましい事であらう。苟くも一應のセメントも一應の鐵もそれが使用される以上何等かの形に於て直ちに現戦局の戦力増強に役立つのだと言ふのが眞の戦ひの姿であらう。（終り）

英に對し是が非でも完勝せねばならぬ。自由主義思想、自由經濟思想より脱して必勝體制の確立を期せねばならぬ。茲に於てか曩に立法に於ても、國家總動員法の制定を見